

行政法執行機関の犯罪嫌疑案件移送の規定

2001年7月9日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

行政法執行機関の犯罪嫌疑案件移送の規定

(2001年7月9日中華人民共和國國務院令第310号公布)

第一条 行政法執行機関が公安機関に対して速やかに犯罪嫌疑案件を移送することを保証し、社会主義市場經濟秩序破壊の罪や社会管理秩序の侵害罪、およびその他の犯罪を法に基づいて処罰し、社会主義事業の順調な進展を保障するために本規定を制定する。

第二条 本規定の行政法執行機関とは、法律や法規、または規則に照らし、社会主義市場經濟秩序破壊の罪や社会管理秩序の侵害罪、およびその他の違法行為に対して行政処分権を持つ行政機関、および法律、法規が授権した公共事務管理職能を備え、法定の授権範囲で行政処罰を行う組織を指す。

第三条 行政法執行機関は法律に基づいて違法行為の調査を行う過程で発見した違法事実に関する金額、違法事実の情状、違法事実の結果などは、刑法の社会主義市場經濟秩序破壊の罪や社会管理秩序の侵害罪などの規定、最高人民法院、最高人民檢察院の社会主義市場經濟秩序破壊の罪、社会管理秩序の侵害罪、などの罪状の司法解釈、および最高人民檢察院、公安部の經濟犯罪案件に関する追訴基準などの規定に基づいて、犯罪を構成する嫌疑があり、法律に基づいて刑事責任を追及する必要があるものについては、本規定に照らして公安機関に移送しなければならない。

第四条 行政法執行機関は違法行為の調査処分の過程で、収集した違法行為と関連する証拠を適切に保存しなければならない。

行政法執行機関は捜査で押収された案件に関連する物品について、実際のとおり案件関連物品リストに記入し、且つ国家の関連規定に基づいて処理するものとする。腐乱、変質しやすく保管に適さないか保管が難しい案件関連物品については、必要な措置を取り、証拠を保全する。検査や鑑定が必要な案件関連物品については、法定の検査、鑑定機関で検査、鑑定を行い、また検査報告か鑑定結果を提出するものとする。

第五条 行政法執行機関は公安機関に移送すべき犯罪嫌疑案件について、速やかに2名または2名以上の行政法執行担当官からなる案件専門グループを指定して専門に担当させ、状況を確定した後に犯罪嫌疑案件移送の書面報告を提出し、当該機関の責任者または業務担当責任者の審査許可を得るものとする。

行政法執行機関の正規の責任者または業務担当責任者は、報告を受けた日から起算して3日以内に、移送許可または移送不許可の決定を出すものとする。許可したものについては、24時間以内に同級公安機関に移送する。不許可としたものについては、不許可の理由を記録するものとする。

第六条 行政法執行機関が公安機関に犯罪嫌疑案件を移送する際には、以下の資料をつけるものとする。

- (一) 犯罪嫌疑案件移送書
- (二) 犯罪嫌疑案件状況の調査報告
- (三) 案件関連物品リスト
- (四) 関連の検査報告または鑑定結果

(五) その他の犯罪嫌疑案件に関する材料

第七条 公安機関は行政法執行機関に移送された犯罪嫌疑案件について、犯罪嫌疑案件移送書の受取に署名するものとする。そのうち、当該機関の管轄ではないものは、24 時間以内に管轄権を持つ機関へ転送し、また書面で案件を移送した行政法執行機関に通知するものとする。

第八条 公安機関は行政法執行機関の犯罪嫌疑案件の移送を受理した日から起算して 3 日以内に、刑法、刑事訴訟法及び最高人民法院、最高人民検察院の立案基準と、公安部の公安機関刑事案件手続き順序の規定に照らして、移送された案件に対して審査を行う。犯罪事実があると認定し、刑事責任追及の必要があり、法に基づいて立案するものについては、書面で案件を移送した行政法執行機関に通知するものとする。犯罪事実がないか、犯罪事実が軽度であると認定し、刑事責任追及の必要がなく、法に基づいて立案しないものについては、理由を説明し、また案件を移送した行政法執行機関に書面で通知し、案件資料を返却する。

第九条 行政法執行機関は公安機関の案件を立案しないとの通知書を受け取った後、法律に基づいて公安機関が案件を立案すべきと考える場合、立案しないとの通知を受理した日から 3 日以内に、立案しないとの決定の公安機関の再審を申請することができ、また人民検察院に法律に基づいて立案の監督を行うよう建議することもできる。

立案しないとの決定を出した公安機関は、行政法執行機関の再審申請文書を受理した日から 3 日以内に、立案または立案しないとの決定を出し、また案件を移送した行政法執行機関に書面で通知する。案件を移送した行政法執行機関が、公安機関の立案しないとの再審決定に対して依然として異議のある場合、再審決定通知書を受理した日から 3 日以内に人民検察院に法律に基づいて立案の監督を行うよう建議することができる。

公安機関は人民検察院が法律に基づいて行う立案監督を受け入れるものとする。

第十条 行政法執行機関は公安機関が立案しないと決定した案件について、法律に基づいて処理を行う。そのうち、関連の法律、法規、規則の規定に照らして行政処罰を行うべきものについては、法律に基づいて行政処罰を実施する。

第十一条 行政法執行機関は公安機関に移送すべき犯罪嫌疑案件については、行政処罰を以って移送に替えることはできない。

行政法執行機関が公安機関への犯罪嫌疑案件移送の前に既に警告を出し、生産停止や営業停止を命じ、許可証を一時的に没収または取消し、営業許可証を一時停止または取消とする行政処罰決定を行ったものについては、執行を停止しない。

行政処罰法の規定に照らして、行政法執行機関が公安機関への犯罪嫌疑案件移送の前に、法律に基づいて当事者に罰金を課したものについては、人民法院が罰金処分を命じる際に、法律に基づいて対応する罰金を控除する。

第十二条 行政法執行機関は公安機関が立案を決定した案件について、立案通知書を受け取った日から 3 日以内に案件関連物品および案件と関連のあるその他の資料を公安機関に引渡し、また引渡し手続きを行う。法律、行政法規に別途規定があるものはその規定に従う。

第十三条 公安機関は発見した違法行為について、審査を経て犯罪事実がないか、立案、取調べの後で犯罪事実が軽度で刑事責任追及の必要はないが、法律に基づいて行政責任を追及するべきものについては、速やかに案件を同級の行政法執行機関に移送し、関連の行政法執行機関は法律に基づいて処理を行う。

第十四条 行政法執行機関は犯罪嫌疑案件移送に際して、人民検察院と監察機関が法律に基づいて実施する監督を受け入れるものとする。

行政法執行機関が本規定に違反し、公安機関に移送すべき犯罪嫌疑案件を移送しない場合、いかなる組織と個人も人民検察院や監察機関、または上級行政法執行機関に通報する権利を持つ。

第十五条 行政法執行機関が本規定に違反し、案件関連物品を隠匿、横領、廃棄した場合、同級または上級人民政府、または直轄の上級の行政法執行機関が、状況の軽重に応じてその責任者に対して、降格以上の行政処分を行う。犯罪を構成するものについては、法律にもとづいて刑事責任を追及する。

前項に記載された行為の直接の責任を負う主管人員と、その他の直接の責任を負う人員については、前項の規定に照らして行政処分を行う。犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第十六条 行政法執行機関が本規定に違反し、期限を過ぎても案件を公安機関に移送しない場合、同級または上級人民政府、または直轄の上級行政法執行機関が、期限を定めて移送するよう命じ、またその責任者あるいは業務担当の責任者に対して状況の軽重に応じて、過失の記録以上の行政処分を行う。犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。

行政法執行機関が本規定に違反し、公安機関に移送すべき案件を移送せず、または行政処分を以って移送に替えた場合、同級または上級人民政府、または直轄の上級行政法執行機関が改正を命じ、通告を行う。改正を拒絶する場合、その責任者または業務担当の責任者に対して、過失の記録以上の行政処分を行う。犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。

本条の第一項、第二項に記載された行為の直接の責任を負う主管人員と、その他の直接の責任を負う人員については、それぞれ前の二項の規定に照らして行政処分を行う。犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第十七条 公安機関で本規定に違反し、行政法執行機関が移送した犯罪嫌疑案件を受理せず、または期限が過ぎても立案もしくは立案しないとの決定を行わないものについては、人民検察院が法律に基づいて立案監督を行う場合を除いて、同級または上級人民政府が改正を明示、その責任者に対して状況の軽重に応じて、過失の記録以上の行政処分を行う。犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。

前項に記載された行為の直接の責任を負う主管人員と、その他の直接の責任を負う人員については、それぞれ前の二項の規定に照らして行政処分を行う。犯罪を構成するものについては、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第十八条 行政法執行機関が法律に基づいて違法行為を調査する過程で、横領・収賄、

国家職員の汚職または国家機関の職員が職権を利用して公民の人身権や民主権を侵害するなどの違法行為を発見した場合、犯罪を構成するものについては、本規定に照らして速やかに案件を人民検察院に移送する。

第十九条 本規定は公布日から施行される。